

2003年2月26日

## 個人情報保護法案（修正法案）に対する意見

社団法人 日本書籍出版協会  
理事長 朝倉 邦造

昨年臨時国会で、「言論・出版・表現の自由」を阻害する恐れがあるなど市民生活に大きな影響を与える「個人情報の保護に関する法律案」が、多くの批判を受け廃案となった。政府は、与党の修正案をもとにした修正法案を通常国会に提出する予定と言われている。基本的に、修正法案は旧法案と基を同じくするものであり、抜本的な見直しが必要である。

修正法案では、「基本原則」を「基本理念」に替え、「その適正な取扱いが図られなければならない」とし、包括的に義務を規定しており、旧法案と同様な考え方にたっている。修正法案の主な修正点である第50条の「適用除外」に、新たに(1)報道機関に「報道を業として行う個人」、(2)「著述を業として行う者」を追加し、(3)「報道」の定義を規定している。しかしながら、「出版を業として行う者」または「出版活動」についての明記はなく、「出版活動」でも「報道」に関するものは適用除外としているが、「報道」と言えないその他の「出版活動」については個人情報取扱事業者として規制している。また、宗教および政治活動には「これに付随する活動を含む」と広く適用除外を規定しているが、著述および学術・研究活動には「これに付随する活動を含む」との規定がなく、著述および学術・研究活動の成果を書籍や雑誌などで公表・伝達が出来ない恐れが生じる。加えて、「出版を業として行う者」を、他のメディアと区別して明記されていないことに政治的な意図を感じざるを得ない。

また、第35条の「主務大臣の権限の行使の制限」において、主務大臣が適用除外にあたるかどうか判断出来ることになっているが、政府が「言論・出版・その他一切の表現の自由」の情報提供段階においても、公表・伝達においても関与すべきでないことは、従来より私どもが主張してきたところである。

当協会は、修正法案について反対であり、抜本的な見直しを求めるものである。包括的な規制ではなく、個別法による重点的で効果的な個人情報の保護が必要であると考えます。

さらに、行政機関等の個人情報保護法案の修正法案をみると、あらたに不正利用に罰則を設けたが、改正住民基本台帳ネットワークシステムの本格稼動をひかえ、行政機関等における情報の収集、利用目的、情報の管理のあり方が問題である。第三者機関による監視機構が必要であり、その実現を求めるものである。

以上